

## 法曹専攻（専門職学位課程）

Law School Program

- 法務博士（専門職）
- Juris Doctor

## 人材養成目的 / Program Educational Objectives

以下の4つをすべて満たす法曹を養成する。

- 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる法曹
- 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備える法曹
- 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、および、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹
- 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹

<b>養成する人材像</b>	<p>具体的には、主として以下（各人のバックグラウンドや目標によりいずれか）の法曹を養成するが、いずれにおいても社会人の有する知識・経験・技能の活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一般市民が、一般民事・刑事、家事紛争、不法行為、消費者問題等の法的紛争を解決するために、容易にアクセスできる人材</li> <li>- 国または地方自治体の政策立案に際して高度の専門知識を活用できる人材</li> <li>- 企業法務担当者などが、グローバルビジネス、社会保障法、知的財産法等の最先端の法分野に関する高度の専門知識を活用できる人材</li> <li>- 社会経験に裏打ちされた人間性豊かな人材</li> </ul>
<b>修了後の進路</b>	<p>修了後、司法試験に合格した者は1年間の司法修習を経て弁護士、検察官、裁判官といった一般法曹実務家の道に進み、合格しなかった者は従前から所属する組織にとどまる等して、法科大学院での学修の成果を社会において活用する。</p>

学位授与の方針 / Diploma Policy

筑波大学大学院学則及び関係規則に規定する専門職学位課程の修了の要件を充足したうえで、次の知識・能力を有すると認められた者に、法務博士（専門職）の学位を授与する。

	コンピテンス	評価の観点	対応する主な学修
知識・能力	1. リーガルマインド：実務法曹として、具体的事案について法的問題点を的確に把握し、問題を解決する能力	①基本法の基礎的・体系的知識と法的思考能力があるか ②基本法の法律問題について応用的・典型的法知識と総合的な解釈能力があるか ③実定法とは異なる法に対する理解があるか。	実定法基礎科目、実定法発展科目、基礎法学・隣接科目、共通到達度確認試験
	2. 使命自覚、倫理観養成、実務処理・解決：法的な紛争事案を実務的に処理、解決するための高度な職業意識と専門的な能力	①法曹に必要な基礎的スキルを修得しているか ②訴訟実務に関する具体的問題を通じて訴訟の全体像を理解しているか ③生の事件や模擬裁判を通じて、訴訟実務を体験しているか。	法務基礎科目、法務展開科目、法務臨床科目
	3. 最先端問題対応：社会の変遷に伴って現れる先端的な法律問題にも適切に対応し得る能力	先端的・応用的法分野についての専門知識を修得しているか。	展開・先端科目

※法曹専攻は専門職大学院であり、5年毎に分野別認証評価を受審していることから、分野別認証評価で示してきた内容を踏まえてこれまでのコンピテンス（ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・能力）を維持している。

学修成果の評価に関する方針	司法試験科目においては筆記試験によって起案（文章作成）能力の有無、その他の科目においては主としてレポートによる法曹としての感性・倫理観や先端的な法分野についての法的知識・応用能力の有無を判断する。起案（文章作成）能力の有無は、特定の事例における問題発見能力、条文の解釈能力、解決規範の作成能力、法的三段論法による答案の構成能力などによって判断される。
---------------	---

教育課程編成・実施の方針 / Curriculum Policy

有職社会人学生が日常において現実に割くことのできる極めて限定的な学習時間内において法学の体系的知識を効果的に獲得するため、特に体系的知識が要求される法律基本科目群について、三段階の科目体系を採用し、体系的・反復的教育を通じ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを目指している。

<p><b>教育課程の編成方針</b></p>	<p>社会人としての実務経験等を有する者に対し、司法試験に合格して法曹実務家となった場合はもちろん、そうでない場合にも多様なリーガル・サービスを提供することができるように教育課程を編成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法律基本科目群では、広く法学的な素養、いわゆるリーガルマインドを身につける。</li> <li>- 法律実務基礎科目群では、具体的な紛争事案を素材として法的な問題を実務的に処理し、解決に導くための手法を身につける。</li> <li>- 基礎法学・隣接科目群では、実定法とは異なる視点から法に対する理解の視野を広げる。</li> <li>- 展開・先端科目群では、実社会の最先端で生じている法的な問題にも対応することができる実力を身につける。</li> </ul>
<p><b>学修の方法 特色的な教育</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 法学未修者（3年間修了予定）を対象とした「法学未修者コース」と、法学既修者（2年間修了予定）を対象とした「法学既修者コース」を併設する。</li> <li>- 働きながら法曹資格の取得を目指す社会人のニーズに合わせて、「長期履修制度」を用意している。</li> </ul> <p>法学未修者の場合、勤務等の都合により標準修業年限の3年間では修了が困難と見込まれる際に、この制度を利用することで4年間での長期履修を認めている。なお、法学既修者は3年間の長期履修となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 入学まで本格的に法学を学んだことのない純粋未修者のため、基礎ゼミ等の導入教育にも力を入れている。</li> <li>- ICT（情報通信技術）を通じ、社会人学生が教室の外（出張先等）からでも授業を受講できる仕組みに取り組んでいる。</li> <li>- 実務法曹として活動するためには、紛争当事者との会話を通じて当該事案のどこに法的な問題が存するかを的確に把握し、その問題に対処する方針を定め、そこから実際の交渉に入り、問題を解決に導くという姿勢が求められる。そこで、こうした能力を修得しているか否かを判定するため、基本的に対話形式を採っている授業の中での応答を重視する。</li> </ul>

入学者受入れの方針 / Admission Policy

<p><b>求める人材</b></p>	<p>社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供しようと希望する人材を求める。</p>
---------------------	---

<p><b>入学者選抜方針</b></p>	<p><b>【法学未修者】</b></p> <p>①1次試験：筆記試験 筆記試験の点数により合格者を決定している。なお、筆記試験は、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を出題している。</p> <p>②2次試験：口述試験及び書面審査（1次試験合格者のみ対象） 個別面接を実施し、法曹になるための資質、高い志、熱意があるか等々を評価する。その上で、口述試験の評価と出願の提出書類に記載された、大学学部等での成績、顕著な語学資格、各種資格、志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由との関係などを総合評価して合否（最終合格者）を決定している。</p> <p><b>【法学既修者】</b></p> <p>1次試験（筆記試験）として法律科目論文試験を実施し、必要とされる法学の基礎的な学識を有する者と認められるか否かを判定する。筆記試験（法律科目論文試験）の点数により1次試験の合格者を決定する。この1次試験の合格者に対し2次試験（口述試験及び書面審査）を課し、最終合格者を決定することは法学未修者と同様である。</p>
-----------------------	--

**学修支援体制 / Learning Support Framework**

<p><b>学修支援</b></p>	<p>法曹専攻で学ぶ夜間社会人学生、とりわけ法学未修者の学修上の制約条件を克服するためのきめ細かい支援活動を行うこと、並びに学生が法実務家と身近に触れ合う機会をより多く提供することを通じ、法実務感覚の涵養並びに法実務家を志す者としての目標の再確認及び意識啓発を促すことを目的として、若手・中堅を中心とした弁護士が担当するチューターゼミを正課授業外で開講している。チューターゼミでは、条文の読み方など法内容の理解に資する解説のほか、文章作成能力向上のために学生の起案の添削などがなされている。また、適宜、チューターによる個別の学習相談が実施され、成績向上のために何が不足しているのか、仕事との両立をいかに進めるか等についてのアドバイスが受けられる体制となっている。</p>
<p><b>学生同士の交流機会</b></p>	<p>学生同士の交流を促進するために、適宜学年ごとないしは学年横断型のランチミーティングや司法試験報告会を実施している。こうした機会を通じて、自主ゼミグループが形成されるように支援している。</p>
<p><b>教員との交流機会</b></p>	<p>各学生に1名の担当教員を割り当て、学修相談等を受け付けている。また、ランチミーティングの際に教員に質問をすることも可能である。各教員はオフィスアワーを設定しているが、それ以外の時間にも随時、質問や学修相談を受け付けている。オフィスアワーは「履修ガイド」により学生に周知されている。教員との交流機会が希薄となりがちなおנדemand科目においても、任意参加の質問会を開催する等により交流は可能である。</p>

### 教育の質の保証と改善の方策 / Approaches to Assuring and Enhancing Educational Quality

教育の質向上のために、FD 企画運営委員会の主導のもと年に 2 回、教員による相互の授業参観を行い、専任教員全員が出席する FD 会議において議論を行っている。また、FD 会議においては未修 1 年次の共通到達度確認試験の結果を分析することで、憲法・民法・刑法の授業科目の成果を検証している。以上の活動が適切になされていることは、自己点検評価委員会が人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻における自己点検評価に関する申合せ（内規）に基づいて実施する自己点検評価において検証される。

このほか、千葉大学・金沢大学・九州大学との間で合同の FD 会議を実施し、その結果を参加教員が専任教員全員に共有することを通じて教育方法の改善を図っている。

以上に掲げた教育の質保証と改善の方策が適切なものであることは、令和 6 年度に受審した独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価においても確認されている。